

■ 未払い残業手当と付加金 ■

質問に お答えします

問

当社の総務部門の担当者によれば、労働時間管理システムの不具合もあり、過去に36協定を超過した残業が行われ、残業手当の未払いがあつたことが発覚しました。社員に対しては、就業規則で定めたらおりに残業手当を支払うようになりますが、社員によるとして未払い額と同額の付加金を、併せて支払うように求められていました。

います。労働基準法に定めがあるということですが、支払う必要があるのでしょうか？

答 「割増賃金の支払い」

1日8時間、週40時間などの法定労働時間を超えて時間外労働を行わせるに際しては、労使協定（労働基準法第36条による協定）を締結して所轄監督署に届け出る必要があります。届け出ることなく、または、36協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせると、労働基準法違反ということになります。昨年11月、大手クレジット会社が、36協定の限度の月80時間を超えて、月147時間の時間外労働を行わせていましたとして労働基準監督署に書類送検されたとの報道がありました。

違法であるなしに関わらず、法定時間外労働に対する割増賃金の支払いが必要になります。サービス残業であるとして労働基準監督署の是正勧告による多額の支払いが、大きく報道された事案が過去にもあります。民事的にも労使で争いになる事柄です。

『付加金』

10数年前、大手英会話学校に対して、2年間で550時間分の時間外・深夜の割増賃金に加え付加金も認めて、300万円の支払いを名古屋地裁が命じたとの報道がありました。

民事的な支払いの際に、問題となるのが、労働基準法第114条の規定です。

「裁判所は、第20条、

第26条若しくは第37条の規定に違反した使用者又は第39条第7項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これら の規定により使用者が支払わなければならぬ金額についての未払い金のほか、これと同一額の付 加金の支払いを命ずることができる。ただし、この請求は違反のあつたときから2年以内にしなければならない」

が命ずることができる付 加金を労働者の請求のま に支払う義務はありませんが、割増賃金の未払 いを引き起こした責任はせんが、割増賃金の未払 いを引き起こした責任は使用者側にあるわけです から、誠意をもって、か つ迅速に、労働者に対す る未払い金の支払いに対 応することが肝要と思わ れます。

タイトル・浅井健史

者の責めに帰すべき事由によるもの）、第37条第7項の年次有給休暇中の賃金が対象です。第24条の賃金の全額払には、適用されません。

労働者の請求によつて、支払いを命ずることがで きると規定していますが、 命ずることができるのは、裁判所ですから、裁判官の判断によります。

本件の場合は、裁判所が命ずることができる付 加金を労働者の請求のま に支払う義務はありませんが、割増賃金の未払 いを引き起こした責任はせんが、割増賃金の未払 いを引き起こした責任は使用者側にあるわけです から、誠意をもって、か つ迅速に、労働者に対す る未払い金の支払いに対 応することが肝要と思わ れます。